

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	株式会社志賀建設 法人番号 6380001011580	(代表取締役 志賀 壽文)
住 所	福島県石川郡石川町字屋敷入 6 3	

2. 措置期間

令和 8 年 3 月 27 日 ～ 令和 9 年 5 月 12 日 （ 13 か月 2 週間 ）

※福島県建設工事等入札参加制限措置要綱第4条第7項適用により、措置期間の始期を既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日としている。

また、要綱第4条第9項適用により、措置期間の終期を既に措置している参加資格制限期間の始期の36か月後を終期としている。

3. 事実概要

当該業者の元社員及び元取締役は、石川町が発注した認定こども園用地造成工事入札に先立ち、町長から秘密事項である予定価格と同額の設計金額を不正に入手し公正な入札を妨害したとして、令和6年5月21日、公契約関係競売等妨害の疑いで福島県警に再逮捕され、当該工事を含む、約10件の公共工事入札に先立ち、町長から秘密事項である設計金額や入札参加業者名を不正に入手し、見返りとして約42万円相当の物品を渡したとして、令和6年6月10日、贈賄の疑いで福島県警に再逮捕された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の1（贈賄）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の1】

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899